

## 外国人家事代行スタッフの導入とその背景 ——日本女性の社会進出が「有償外国人労働者」を導入しなかったことから考える

長谷部 美佳

(東京外国語大学世界言語社会教育センター 特任講師)

本稿では、2015年の9月に正式に決定された「外国人家事代行スタッフ」の導入についての考察を行う。その際検討するのは、日本以外の先進諸国で導入されてきた有償の家事労働者が、日本で導入されなかった要因と、その代替として捉えうるフィリピン人女性との国際結婚の増加である。そのうえで、今回の「家事代行の外国人スタッフ」導入政策が、この国際結婚の増加によってもたらされた永住フィリピン人の増加と、この女性たちを再び家事労働者化することによって成り立っている既存の家事代行業の成功と関連していることを明らかにする。この政策がもたらす懸念としては、外国人家事労働者の人種化と、外国人女性間の分断であることを指摘する。

### 1. はじめに

「外国人の家事代行解禁」という見出しが、数社の新聞に掲載されたのは、2015年9月のことである。2014年4月に介護や家事労働の分野での外国人の活用についての報道がなされ、同年6月には「日本再興戦略」の改訂版が出された。その中で、「女性の活躍推進／若者・高齢者等の活躍推進／外国人材の活用」のために、新たに講じられるべき具体策の一つとして、「家事代行の外国人活用」が挙げられることになっていた。2015年9月に、国家戦略特区諮問会議において、家事代行サービスの外国人就労の指針が決められたのである。これを受けて、人材派遣大手のパソナや家事代行大手のダスキン、ベアーズといったところが、その事業者として名乗りを挙げている。

家事労働、特に有償の家事労働の分野では、日本以外の先進国において、非常に多くの移民——そしてその大半が女性——が働いている。シンガポールや香港などの日本の近隣諸国において

は、1970年代から外国人の家事労働者が政策主導で受け入れられてきており、国際労働機関(International Labour Organization 2011)によれば、世界中に最低でも5,200万人ほどの家事労働者がいるとし、うち約83%が女性だという。家事労働者は必ずしも外国人ばかりではないが、やはり多くの国々で、外国生まれの家事労働者を雇用している。

家事労働者についての研究も、移民研究やフェミニズムの分野での研究の蓄積が非常に多い。家事労働者の実情を問題化するものから、グローバル化による階級の再生産といった、社会構造的な大きな問題、人権侵害であるという普遍的な問題、家事労働者による交渉やネットワークなど個別の権利闘争のような小さな問題まで、幅広い視点から論じられている。

日本では、有償の家事労働者を移民で賄ってきた歴史がほとんどなく、当然のことながら日本国内での移民の家事労働者についての研究も少ない。しかし家事労働を含めた再生産労働の分野に

外国人を入れてこなかったかという点、決してそうではない。さらに言えば、今回の家事代行業の分野での外国人労働者の導入は、日本の家事労働不足を国際結婚という形で担ってきた、特にフィリピン人女性の状況と大きく関わっている。

本稿では、まずこれまでの世界の家事労働者の先行研究を概観する。その後、日本における女性の社会進出が有償の外国人労働者の導入に至らなかった背景と、その裏側にある国際結婚の増加とフィリピン人女性の位置づけを明らかにし、その延長線上にある家事代行業の現状と今回の政策について述べる。そしてその結果として予想される問題を、家事労働の人種化とフィリピン人女性の分断の2点に焦点を当て論じる。

## 2. 家事労働に関する先行研究

家事労働者の国際移動は、世界的に広く見られる現象であり、同時に数十年続いている現象である。よってこれまでに非常に様々な分野、視点からの先行研究の積み重ねが存在している。ここでは先行研究を主題によって分類しながら、概観したい。

家事労働者は、そもそも「女性の家事労働負担の軽減」という文脈で論じられることが多く、さらにその労働の価値が低く見積もられることから、その従事者が有色人種であったり、移民であったりすることが指摘されてきた。1980年代後半には、移民国家の米国やカナダで、すでに「家事労働者」が外国人で厳しい状況に置かれていることを示す事例や(Colen 1986)、女性の社会進出によって生まれた「家事労働」問題を解決するための「外国人家事労働者」の導入について論じられている(Arat-Koc 1989)。

1990年代に入ると先行研究の数も急増するが、家事労働者の問題を、ジェンダーと人種、さらに階級の問題として論ずるものが増えていると言える。米国内での家事労働者が、アフリカ系の女性か日系の女性に多いことをとらえて「再生産労働の人種間分業」と説明したグレン(Glenn 1992)は、その論文の最初で、有色人種の女性が女性であることだけでなく人種によって「二重」に従属的な地位にとどめ置かれていることを指摘した。また、

イングランドとスティール(England and Stiehl 1997)は、家事労働者と雇用者の労使関係が、ジェンダーと人種、国籍、移民と市民、そして言語など様々な差異をもとに構築されているとする。また家事労働者の人種化したイメージを問題にする議論もなされている。例えば、カナダにおけるフィリピン人の家事労働者に関する言説が、彼ら個人の職業上の選択肢をどのようにせばめているか、ということ論じている。

2000年代に入ると、グローバル化と再生産労働の問題として、家事労働者をとらえる議論が現れる。「再生産労働の国際分業」という言葉で概念化したのは、イタリアやサンフランシスコのフィリピン人家事労働者の事例を基にしながら描いた、パレーニャス(Parrenas 2001)だ。彼女が援用したのは、米国内での家事労働者が、アフリカ系の女性か日系の女性に多いことをとらえて「再生産労働の人種間分業」と説明したグレンと、先進国内で移民女性が必要となる理由を、「グローバル都市」の存在に求め、専門人材の集中する都市で生活を維持していくための家事労働を含めた底辺労働に、外国人が吸収されるとしたサッセン(Sassen 1984)の議論であり、移民の家事労働者の増加は、グローバル化による「再生産労働の国際分業」であると指摘した。

こうした世界的な家事労働者に関する先行研究がある中、日本は完全に外部化した家事労働者を導入してこなかった経緯から、日本国内での家事労働者の議論は少ない。ただし、日本に駐在する外国人の企業家や外交官などが日本に来る場合に、家事労働者を伴うことあるいは彼らが日本で家事労働者を雇うことは認められており、こうした家事労働者についての研究は、菅沼(2008)や三浦(2013)などにみられる。

## 3. 日本女性の家事労働からの退出と国際結婚の増加

### (1) 誰が社会進出をしたのか

#### ——変わらぬ「家事労働」の担い手

日本で、女性の社会進出が進んだにもかかわらず

ず、家事労働の外部化が進まなかった理由は、いくつか考えられる。まず一番大きな理由は、女性の社会進出はその結果として、女性の未婚化、晩婚化という現象を引き起こしたことにあるだろう。年齢別に女性の就業率を見ると、1985年以降、就業率の大きな伸びを見せるのは、25～29歳までの層である。1985年に25～29歳では50%程度だった就業率が、1990年には60%を超え、2011年には72.8%となっている。また、30～34歳では、1985年に49%だった就業率が、2007年に60%を超え、2011年には64.2%に達している。同時に、就業率がアップした年齢層の未婚率を見てみると、就業率が急増した年齢の女性の未婚率も大幅に上昇している。25～29歳までの女性の未婚率は、1985年に30%を超えると、その後増え続け、2010年の時点では、60%が未婚である。30～35歳までの層でさえ、1995年に約2割が未婚でその後増加傾向、35～40歳までの層でも、1995年に10%を超えている(内閣府 2014)。つまり女性の就業率のアップは、女性の未婚化をもたらしたのだ。

家事労働を担うのは、基本的にすべての女性ではなく既婚女性である。未婚女性は、自分の生活を維持するだけの家事をすることはあるだろうが、外部に頼まなくてはいけないほどの家事を抱える必要はない。とすれば、社会進出の結果として、未婚女性が増えたとしたならば、「家事労働者」を導入する必要性はなかったと言えよう。

反対に言えば、女性の社会進出は、有配偶者の女性の就業率を引き上げたわけではない。就業率が大幅にアップした年齢を見てみると、2010年の時点で、25～29歳でも既婚者であれば就業率は50%程度、同じく30～35歳でも就業率はほぼ50%程度である。日本で女性の就業状況は20代、あるいは30代前半の「未婚」女性の就業率が高く、20代後半から30代にかけての、いわゆる子育て期の女性の就業率は圧倒的に低い(厚生労働省 2015a)。それが10ポイントほど大幅に上昇するのは、2010年以降の5年間である<sup>1)</sup>。1986年の男女雇用機会均等法施行以後、特に未婚女性の就業率は上昇したものの、有配偶者の女性の就業率は、過去5年を除いて、大幅に上昇してきて

はいなかったのである。

さらに、有配偶者がたとえ就労したとしても、そのほとんどは非正規労働での雇用である。有配偶者の雇用者のうち、年齢が高くなるほど非正規雇用での割合は高くなっており、35～39歳の層で30%、40～45歳の層で、4割を超す。非正規雇用での就労の場合、家事労働や育児、そのほかの再生産労働への影響が出ない形での就労形態として、就業者がそれを希望して就労している場合がほとんどであり、結果、家事労働の外部化は起こらない。また、たとえば一部の就業者が家事労働の外部化を望んだとしても、非正規雇用の収入では、家事労働をすべて外国人の丸投げするようなことはできないであろう。

つまり日本の女性の社会進出とは、家庭内での家事労働者の主たる担い手の変更を伴っていなかったため、実際の家事をする——有配偶でパート労働に従事する——女性たちの間からは有償の家事労働者への需要が生まれてこなかったのである。需要が生まれたのは、圧倒的に数の少ない、収入の多い共働き世帯の富裕層の家庭での、家事労働者の主たる責任者の女性の間だけであった。

## (2) 家事労働不足解消としての日本の国際結婚とフィリピン人女性

しかし一方で、女性の未婚率の上昇は、違う形での家事労働者への需要を引き起こすことになった。有償での家事労働者へのニーズは、家事の負担を軽減したい有配偶者の有職女性から起こるが、家事労働そのものへの需要は、必ずしもこうした女性たちから起こるわけではない。

女性の未婚率の上昇は、当然のことながら、男性の未婚率の増加にもつながる。もともと男性の未婚率は女性の未婚率と比べて高い数値で推移していたが、1985年以前は女性の方が高かった生涯未婚率が、1985年に男女が逆転し、それ以降男性の生涯未婚率が急増するのである。もちろん、この中の多くは未婚のままであろうが、未婚男性にとって、結婚と同時に彼らが手にできると思っていた無償の家事労働が、手に入らないことを意味する。相対的に見て、自分の役割外と考えられ

てきた再生産労働の遂行に困難を抱える男性が多いとすれば、この家事労働を遂行する担い手への需要が高まるのは明らかだ。

ただし、当然彼らが家事労働者を有償で雇うことは難しい。よって、有償の家事労働者へのニーズは男性の未婚率の増加からももたらされなかった。その代わりに彼らが求めたのは、未婚状態により失われた無償の家事労働提供者を結婚によって獲得することだ。ただ日本女性の未婚化と時を同じくして増加した未婚の男性が、結婚をしようとすれば日本社会の外部から女性を求めなければならない。結果日本の女性の社会進出と時期を同じくして起こったのは、つづく「国際結婚」の増加であった。

よって日本における国際結婚の特徴は、圧倒的に日本人夫と外国人妻の組み合わせが多いことにある。厚生労働省の調査によれば、1975年を境に夫が日本人で妻が外国人という夫婦の数が上回るようになって以降、日本人男性と外国人女性のカップルの数は増え続けている。

その中で、2015年6月末現在で、外国人妻の国籍として1位は中国人でフィリピン人は2位である。しかし、中国人の数が増えたのは1997年以降で、それ以前はずっとフィリピン人が多かった。実際フィリピン人の日本人の配偶者は、相当数いる。2015年6月末、日本に在留するフィリピン人は約235,000人であるが、そのうち、永住者は約118,132人、日本人の配偶者が約28,359人である(法務省 2015)。永住者の中には日本人の配偶者として日本に滞在後永住権を取得した人たちもいると考えれば、日本に在留するフィリピン人全体の6割近くが日本人の配偶者であると考えられる。日本人の配偶者であるフィリピン人とは、ほとんどの場合女性なのである。

こうした国際結婚を通して来日した女性は、特に「家事労働」のみに従事することを目的として来ているのではない。しかし結婚し家族を維持することとは、女性にとっては無報酬で、生殖行為からケア、家事までのすべての労働に就くことを期待されることを意味する。結果として、国際結婚の増加とは、日本で必要とされた家事労働者の不

足を補うフィリピン人女性の大量導入となったと言っているだろう。

#### 4. 日本における外国人による家事代行の現状と新たな家事代行導入の経緯

##### (1) 家事代行業者の中での「フィリピン人女性」の位置づけ

「はじめに」の節でも述べたが、「外国人家事スタッフ」が政府の政策によって導入が決定されたのは、2015年の9月のことだ。しかし、それ以前から家事代行業者による派遣で、あるいは外交官家庭の家事使用人として、日本で働く外国人女性は、決していないわけではなかった。

外交官家庭の家事使用人として働く人の数は、比較的特定しやすい。なぜなら彼らは日本で在留する際に、「特定活動」という資格で在留登録<sup>2)</sup>をするからだ。特定活動とは、ワーキングホリデーや、インターン、EPAに基づく外国人介護福祉士候補生などに許可される在留資格で、法務省の説明では、12のパターンでの在留がある。その中に外交官等の家事使用人も含まれるのだ。2015年6月末現在で、特定活動の資格で日本に在留する人の総数が31,949人、うちフィリピン人が2,235人だ。だがこれが、家事使用人として働く人の登録者数となると、1,066人のうち、842人がフィリピン人で占められている(法務省 2015)。日本の外交官家庭の家事使用人として働く人の約8割がフィリピン人ということになる。

菅沼(2008)の調査で描かれているのは、こうした外国人の雇用主とともに移動しながら、日本にやってくるフィリピン人女性の姿だ。彼女の描く女性のうち二人は、香港で家事労働者として雇われて、その家族の転勤で日本へ来日したり、あるいは台湾やシンガポールに移動した末に日本にたどり着いたというものだ。また、教会での参与観察を通して調査を行った三浦(2013)の記述にも、香港で雇用されたあと、その雇用主とともに来日している家事労働者が現れる。

数の把握が難しいのは、日本人の雇用主を対象に「家事代行業者」を通して働く女性たちだ。イン

ターネット上で、フィリピン人の家事代行業者と検索すれば、数多くの家事代行業者を見つけることができる。少なくとも日本語でホームページが書かれているので、日本人を対象とした業者であろう。こうした業者の中には、フィリピン人のみを派遣していると思われる業者も多数ある。多くが家事代行だけでなく、ベビーシッターサービスや、介護サービスも同時に代行しているようだ。そしてほとんどの業者が、フィリピン人を「明るく、親しみやすい」、「優しい」、「ホスピタリティがある」、と評し、さらに彼女たちを「世界的に家事労働者として認められ、その能力の高く」、「英語での子育て」ができるとする。

こうした家事代行業者を通じて働く女性たちの数を統計的に見積もるのは難しい。なぜなら統計的にはっきりその数がわかる「特定活動」という資格で日本に在留する人が働くのではなく、先に述べた、日本人男性と結婚したフィリピン人女性たちが多く家事代行業者の派遣で働いているからだ。2013年10月2日付の『日経ビジネス』の記事には、家事代行業者の社長のインタビューが掲載されているが、その中で、その会社で派遣している女性たちは「永住権のある女性である」（広野 2013）と述べている。そのうえで、「一都三県に6万人のフィリピン人の永住者」がいることを指摘し、このうちの多くが、家事代行で働いている現実を述べている。また、同じ会社の社長は、2015年6月の毎日新聞の記事でも紹介されているが、そこでは200人強のスタッフのうち、フィリピン人女性が100人を超すとしている（毎日新聞 2015）。

日本で足りなくなった家事労働の担い手を、結婚という形で賄ってきた人たちが、今度は、有償の家事労働者に転じている。フィリピン人女性の「再家事労働者化」と捉えることもできるだろう。

## (2) 政府の家事労働者導入の経緯と

### 「フィリピン人女性」の位置づけ

こうした家事代行業の拡大は、当然のことながら、今回の「家事代行スタッフ」の政策的導入と大きく関連することになる。安倍政権が発足以来、一

連の経済政策を掲げ、その基本方針の一つに、成長戦略を挙げているが、成長戦略の中で女性の活躍を謳っていることは周知のとおりだ。2014年10月には、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、具体的な「すべての女性が輝く政策パッケージ」も同じく10月に発表されている。

だが、外国人の家事支援者についての提言は、それほど古いものではない。首相官邸主導で実施される会議の中に、「若者・女性活躍推進フォーラム」という有識者からの意見を求めながら、政権に関わる議員が実施する会議がある。この中では「家事支援の外国人」についての記述は一切ない。それが、2014年の3月に行われている「女性の活躍推進」がテーマであった「第1回経済財政諮問／産業競争力合同会議」の中で、出席者の議員の発言の中に「育児・家事支援サービス」へのニーズが高いこと、さらにここで具体的にすでに高額所得者のところで働いているフィリピン人のことについての指摘がなされ、この普及が女性の活躍に欠かせない、そのために「育児・家事支援」での在留資格を与えた方がよいと提案されている。そしてこの後、「第1回経済諮問／産業競争力合同会議」で示された、「外国人の家事支援サービス」の利用促進は、「第6回経済諮問／産業競争力合同会議」で提出されている「日本再興戦略」の改訂版の中で、「女性の活躍推進／若者・高齢者等の活躍推進／外国人材の活用」のために、新たに講じられるべき具体策の一つとして、挙げられることになる。それが2015年9月の国家戦略特区諮問会議における、家事代行サービスの外国人就労の指針の決定につながっていく。

驚くべきことは、こうした政策決定のプロセスの中で、フィリピン人女性がいわば名指しで、「家事支援者」として有望であることが指摘されていることだ。民間の家事代行業者で「再家事労働者化」したフィリピン人女性は、こうして政策の中においても、家事労働者として認識され踏襲されている。そして、この事実をもってして、特区で働く女性たちも、フィリピン人を中心に雇用されることになることが予想される。

## 5. 「家事労働者」の人種化と 「フィリピン人女性」の分断化

### (1) 家事労働の人種化

永住者のフィリピン人の女性が、たとえどのような形であっても、日本社会で活躍の場を与えられることは、肯定的に捉えるべきであろうし、また、それとは別ルートで家事代行業者が日本に来日するのも、権利が守られる限り、致し方ないことだ。

しかしそれでも、家事労働者を取り巻く不安材料は大きい。筆者が懸念することの一つは、家事労働者の人種化である。人種化とは、ウェブスター辞典によれば「ある人に人種の差を意識させるような、あるいは何か人種的な特徴を当てはめること、あるいは人種差別的な目的に利用できるようにする行為やプロセス」という。家事労働者がある特定の人種と結び付けられるような行為や社会的プロセスをさすと考えればいいたろう。家事労働の人種化、というのは、すでに多くの家事労働者を受け入れている国々では、その問題が指摘されている。

イングランドとスティール(England and Stiell 1997)の研究は、家事労働者の人種化を具体的な個人の行為のプロセスの中に見だし、詳細に描いている。例えば、家事労働者をエージェントがリクルートし、必要とする家庭とのマッチングをする場合だ。当然このエージェントは、家事労働者の出身国の女性たちが、いかに「家事労働」の労働に優れているかを戦略的にイメージを作る。しかしそれが結果として、その家事労働を輩出する国の人たちに全般に対する、「家事労働」としての認識を生み出す。それは結果として彼らに対して家事労働以外のスキルがないかのようなステレオタイプも同時に生み出す、と指摘している。前項で示したように、すでにこれと同様のことは、日本の家事代行業者のホームページ上で起こっているのだ。

もちろんそれは、単にステレオタイプにとどまらず、家事労働が持つ価値によって、家事労働者だけでなく、家事労働を輩出する国の家事労働者以外の個人(ここではフィリピン人)、さらに言え

ば、その国(フィリピン)そのものも、家事労働者の価値によって判断される可能性がある。家事労働は、生命の維持に必要な労働であり、スキルがまったく必要のない仕事ではないにもかかわらず、家事労働が持つ価値とは、決して高くない。とすれば、その労働に専心的中心的に従事する人たちそのものが、社会的に価値の低い人だと思われる可能性が強い。

これは、国際結婚の増加のきっかけとなった、フィリピン人エンターテイナー<sup>3)</sup>が多数日本に流入した際に、同様のことが起きている。多くのフィリピン人は、本人がエンターテイナーとして来日しているようがいまいが、エンターテイナーとして認識されることが多かった。「フィリピーナ」という言葉の持つイメージが、日本社会でどのように認識されてきたか。ほとんどが接客業の、その結果、いつでも声をかけていい女性というイメージが構築されてきたのは、事実である(長谷部 2004)。まったくこのときと同じ状況が、家事労働者の導入でも起きうると考えるべきだ。こうした家事労働者の人種化は、日本社会からの承認を非常にゆがませることになり、日本社会において、他者化し、社会からの排除の方向に向かうだろう。

また社会包摂／排除という大きな社会の話だけでなく、こうした人種化は、個人が日本社会との相互行為を行う際に、実害を伴うことになる場合もある。これもエンターテイナーが多数日本社会に流入した際に、同様のことが起きている。エンターテイナー＝フィリピン女性(あるいは単に肌のやや暗い女性)＝性的コンタクトをとってもかまわない、という認識が社会に生まれたことがある。筆者の友人の東南アジア出身の女性は、別にフィリピン人でもエンターテイナーでもなかったが、道で「値段交渉」をされたと明かしてくれた。こうしたイメージはマスメディアによって再生産され、多くの人に共有されることになった。家事労働者の人たちは、実際の家庭内で行われる労働の雇用関係だけでなく、その雇用関係の外部に出た場合でも、「家事労働者」として認識され続ける可能性があるのだ。

## (2) フィリピン人女性の中の分断

もう一つの懸念は、永住者として住むフィリピン人女性と、新たに来る女性家事労働者との間の分断が引き起こされる可能性だ。今回政府は、外国人の家事労働者が、日本人の給与並みに働けるようにすることを指導している。これは、もちろん望むべきことだ。しかし一方で、永住者として在留するフィリピン人の中には、多数の母子世帯の世帯主を含んでいる。外国人の母子世帯の総数は明らかになっていないが、2010年の国勢調査では生活保護をもらっている外国人の母子世帯数は7,300世帯あり、日本に生活する外国人女性のうちの7,000人程度は、生活保護をもらわないと生活できない状態だ。母子世帯の年平均所得が181万円(厚生労働省 2015b)であることを考えると、月20万円が保障されている家事労働者と、働いても月額20万円に満たない定住外国人女性(そして彼女たちは往々にして日本人の子どもを育てる日本人の子の母親である)が存在することになる。また、家事代行スタッフとして働くフィリピン人の永住者と、新たに来る家事代行スタッフの間でも、政府の介入などの仕方によって分断が生じるだろう。

もちろん、フィリピン人女性同士の分断のみならず、雇われるフィリピン人女性と雇用主となる日本人女性の差は、当然のことながら大きく、すでに家事労働者を多数導入している各国での研究が指摘する「特権的な金持ちの女性が、家事労働を買ってますます特権的になっていく」ということになるだろうし、家事労働者を雇える日本人女性と雇えない日本人女性の差も大きくなっていくだろう。なおかつ「女性の活躍促進」という名目の外国人の家事労働者の導入が、様々な女性の分断を引き起こすことにもなりかねないのである。

## 6. おわりに

本稿では、日本で有償の家事労働者が導入されなかった背景と、その裏側にあるフィリピン人女性との国際結婚の増加、またその国際結婚による永住フィリピン人女性の増加を基盤とした家事代行業の拡大と、さらにそれに伴った「家事代行外

国人導入」政策について振り返った。その問題点としては、家事労働者の人種化と、様々な女性の分断化であることを指摘した。

日本がこれまで有償の家事労働者を必要としてこなかった背景には、女性の未婚率の上昇と、有配偶者の就業率の低さがあり、家事労働者を必要とした未婚男性は、国際結婚によって無償の家事労働者を獲得した。女性の社会進出にかかわらず、誰も有償の家事労働者を必要としなかったのである。しかし、有償の家事労働者に対するニーズは決して皆無ではなく、その数少ないニーズに対し、海外から直接家事労働者を導入するのではなく、日本にすでに在住していた国際結婚の女性たちが、代行業者からの派遣という形で対応していた。今回の家事代行外国人導入政策は、この民間の代行業者の成功と、そこで構築されたフィリピン人女性のイメージに大きく影響されている。

すでに諸外国の先行研究の中でも指摘があるように、明るくホスピタリティにあふれたフィリピン人というイメージの流布は、すでにある一定程度広がっており、新たに家事労働者が導入されれば、今後着実に、家事労働者の人種化——つまり家事労働者のフィリピン人化——を招くことになるだろう。また、新たな家事労働者の導入は、様々なすでに日本に在住しながら、生活困窮しているフィリピン人女性と、新たに導入された彼女たちの間に大きな分断を引き起こす可能性もある。

家事労働者の受け入れは、一度始めればなし崩し的に、特区以外の地域でも同様に認められていくことも十分可能性としてはある。ただしその前に、検討しなければならないことが多数ある。たとえ家事労働に専門的に従事するにしても、彼らが「家事労働者」としてではなく一人の人間として認識されるような仕組みをつくる必要があるだろう。また、本当に「家事労働者」をいわゆるスキルのある労働者(つまり家事労働者の現在のイメージをまったく覆すことが必要になる)として扱い、普及させるということであれば、家事労働者の人種化を避け、なおかつ日本人の子どもを育てている、すでに定住している困窮した外国人女性を採用することなども検討できるだろう。

いくつもの問題点を未然に防ぐように、受け入れ社会の方で意識を変えていかなければ、家事労働者は、第二のエンターテイナーになりかねない。家事労働者の受け入れが止められないとするならば、受け入れ社会の体制と意識の整備が必要であろう。

## 注

- 1) この5年程度の有配偶者の就業率の急増は、家事代行サービス市場の拡大を後押ししている可能性がある。2011年度に811億円、2012年度に980億円だった（見込み）家事代行サービスの市場は、経済産業省が将来6,000億円に拡大するという推計を出している（経済産業省2014）。
- 2) 日本に入国する外国人は、出入国管理および難民認定法が定めている、在留資格を認めてもらわなければならない。現在、27種類の在留資格があり、法務省によれば、「外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（活動資格）と、その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（居住資格）」がある。
- 3) 「エンターテイナー」とは、興行という在留資格で日本に多数来日したフィリピン人女性を指す。1980年代後半から、特にフィリピン人女性に対し、興行ビザの発給条件が緩和されたために、入国が相次いだ。最盛期の2004年には8万人を越すフィリピン人女性が興行ビザでエンターテイナーとして日本で滞在していた。

## 文献

- アジア女性資料センター, 2014, 「拙速な「外国人家事支援人材」受け入れに抗議し、ILO家事労働者条約の批准を求める共同声明」 (<http://ajwrc.org/jp/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=859> 最終閲覧: 2015年3月2日)
- 伊藤るり, 2014, 「再生産領域のグローバル化と移住家事労働」『わたちの21世紀』77: 28-31.
- 経済産業省, 2014, 「家事支援サービスについて」.
- 厚生労働省, 2015a, 「平成26年度版働く女性の実情」.
- , 2015b, 「ひとり親家庭等の現状について」.
- 首相官邸すべての女性が輝く社会づくり本部, 2014, 「すべての女性が輝く政策パッケージ」.
- 首相官邸日本経済再生本部, 2014, 「日本再興戦略改訂版」.
- 首相官邸若者・女性活躍推進フォーラム, 2013, 「若者・女性活躍推進フォーラム提言」.
- 菅沼櫻子, 2008, 「日本で働くフィリピン人女性家事労働者」『女性労働研究』52: 70-80.
- 内閣府, 2014, 「少子化社会対策白書」.
- 長谷部美佳, 2004, 「新聞紙上における外国人女性の表象をめぐる一考察」『アジア女性研究』13: 9-17.

- 広野彩子, 2013, 「フィリピン人家政婦? 今だって日本で雇えますよ——富裕層向け家事代行サービス「シェヴ」柳基善CEO (最高経営責任者) に聞く」『日経ビジネスオンライン』 (<http://business.nikkeibp.co.jp/article/interview/20131002/254136/> 最終閲覧日: 2015年11月13日)
- 法務省, 2015, 「在留外国人統計」 ([http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html) 最終閲覧日: 2015年11月13日)
- 毎日新聞, 2015, 「クローズアップ2015 外国人「お手伝いさん」特区実現へ 女性の家事負担軽減狙う 普及へ価格課題」『毎日新聞』2015年6月21日付東京朝刊.
- 三浦綾希子, 2013, 「フィリピン系ニューカマーのネットワーク形成と教育資源」『異文化間教育』37: 116-125.
- Arat-Koc, S., 1989, "In the Privacy of Our Own Home: Foreign Domestic Workers as Solution to the Crisis of the Domestic Sphere in Canada," *Studies in Political Economy*, 28: 33-58.
- Colen, S., 1986, "With Respect and Feelings: Voices of West Indian Child Care and Domestic Workers in New York City," Johnnetta B. Cole ed., *All American Women: Lines that Divide, Ties that Bind*, New York: Free Press, 46-70.
- England, K. and B. Stiell, 1997, "They Think You're as Stupid as Your English Is": Constructing Foreign Domestic Workers in Toronto," *Environment and Planning A*, 29: 195-215.
- Glenn, E. N., 1992, "From Servitude to Service Work: Historical Continuities in the Racial Division of Paid Reproductive Labor," *SIGNS*, 8 (1) : 1-43.
- International Labour Organization, 2011, *C189: Domestic Workers Convention*.
- Parrenas, R. S., 2001, *Servants of Globalization*, Stanford: Stanford University Press.
- Sassen, S 1984, "Notes on the Incorporation of Third World Women into Wage Labor through Immigration and Offshore Production," *International Migration Review*, 18 (4) : 1144-1167.
- , 1991, *The Global City: New York, London, Tokyo*, Princeton: Princeton University Press.

はせべ・みか 東京外国語大学世界言語社会教育センター 特任講師。主な論文に「外国人家事労働者受け入れをめぐる問題点——政策・社会統合とジェンダーの視点からの分析」(『クアドランテ』17, 2015)。社会学、移民とジェンダー論、多文化社会論専攻。